

公共施設整備保全基金の取崩ルールの変更について

1 概要

公共施設整備保全基金の取崩ルールについては、「財政運営方針」において、「原則として直近3カ年における積立平均額の1/2を限度に投資的事業に対して活用」としていますが、「財政運営方針」の策定以降、モーターボート競走事業からの収益事業収入の増などにより残高が増加し、目標として定める類似他都市並みの残高が確保できていることに加え、学校体育館への空調整備など財政運営方針の策定時には見込んでいなかった新たな市民ニーズへの対応及び工事費の上昇などに対して新たな財源の確保が必要となってくることから、取崩ルールの変更を行う。

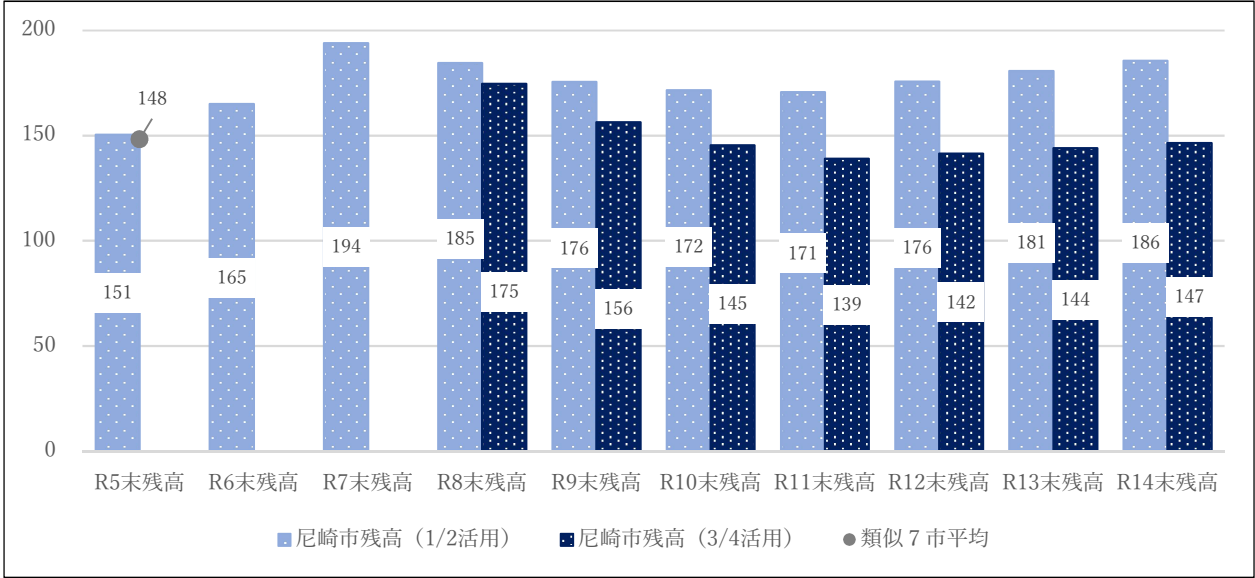
2 変更内容

- 現行：「原則として直近3カ年における積立平均額の1/2を限度に投資的事業に対して活用」
- 変更後：「原則として直近3カ年における積立平均額の3/4を限度に投資的事業に対して活用」
- 「活用額が限度額に満たない場合には、その差額を次年度以降の活用額として持ち越すことができる。」
- 「森林環境譲与税に係る積立・取崩など、特定目的分は本ルールの対象外とする。」

3 変更後のルール適用時期

令和8年度当初予算から

4 （参考）公共施設整備保全基金の残高と活用額の推移



活用額	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和8年度から令和14年度の累計
1/2活用	20億円	19億円	14億円	11億円	5億円	5億円	5億円	78億円
3/4活用	29億円	28億円	21億円	16億円	8億円	8億円	8億円	118億円

※毎年度の残高や活用額は、令和7年度は9月補正後の積立額、令和8年度以降は10億円を毎年度の積立額と仮定し、算出した数値。

以 上